平成28年3月 定例教育委員会 議事録

日 時 平成28年3月23日(水) 開会16時37分

閉会 18 時 50 分

場 所 教育委員会室

出席者 教育長 寺岡 悌二

教育委員 福島 知克 教育委員(教育長職務代理者)

明石光伸教育委員髙橋護教育委員小野和枝教育委員

議事録署名委員 髙 橋 護 教育委員

教 育 庁 湊 博秋 教育参事

重岡 秀徳 教育次長兼教育総務課長

篠田 誠 学校教育課長永野 康洋 生涯学習課長溝部 敏郎 スポーツ健康課長大島 悦子 学校教育課参事

猪俣 正七郎 学校教育課参事兼総合教育センター所長

赤峰 三代子 生涯学習課参事

三木 武夫 别府商業高等学校事務長

平岡 美佐子 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事

三宅 達也 教育総務課長補佐兼教育企画係長

志賀 貴代美 教育総務課主幹兼指導主事

大嶋 健司 教育総務課主任

傍聴人 0名

議事日程 第1 議事録署名委員の指名について

- 第2 別府市教育庁事務分掌規則の一部改正について【議第18号】
- 第3 別府市教育委員会事務部局職員等の職名規則の一部改正について 【議第19号】
- 第4 別府市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に 関する対応規程の制定について【議第20号】
- 第5 別府市障害者差別等事案解決委員会委員への推薦について 【議第21号】
- 第6 別府市幼稚園管理規則の一部改正について【議第22号】
- 第7 別府市ふれあい広場・サザンクロスの設置及び管理に関する条例施 行規則の一部改正について【議第23号】
- 第8 別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例施 行規則の一部改正について【議第24号】
- 第9 別府市教育庁職員の人事評価実施規程の制定について 【議第25号】

報告事項 (1) 平成28年第1回市議会定例会について【報告第3号】

(2) 別府学編集委員会設置要綱の制定について【報告第4号】

- (3) 別府市美術館美術品等収集委員会設置要綱の制定について 【報告第5号】
- (4) 実相寺古墳群の追加指定について【報告第6号】
- その他 (1) 別府市立学校の設置及び管理に関する条例における学校順について
 - (2) 4月定例教育委員会の開催日程について

議事録

◎ 開 会

寺岡教育長 平成28年3月の定例教育委員会を開催いたします。本年度最後の定例教育委員会となりますので、よろしくお願いいたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 議事日程第1の議事録署名委員の指名について、今回は髙橋護委員にお願いいたします。

◎ 別府市教育庁事務分掌規則の一部改正について

寺岡教育長 議事日程第2、議第18号 別府市教育庁事務分掌規則の一部改正について、事務局よりお願いいたします。

教育次長 議第18号 別府市教育庁事務分掌規則の一部改正について、別府市教育 委員会所管事務委任規則第2条第1項第2号の規定により議決を求める ものでございます。

2ページをお願いいたします。別府市教育庁事務分掌規則の中に「主幹」という職名があり、これを廃止することによる教育委員会規則の一部改正でございます。実は、大分県から別府市の給与の取扱いの中でわたりがあるということで、わたりを解消しなさいという指導がきまして、来年度4月1日から解消することになりました。別府市の職員の場合は、事務員、主事、主任、係長・主査、課長補佐、課長もしくは参事というのが本来あるべき姿ですけれども、「主査」の上に「主幹」を置いて課長補佐級にしていたということです。それを、大分県からわたりになるのではないかという指摘がありまして、無くすことになり、現在「主幹」になられている方は「主査」もしくは「課長補佐」に位置付けて振り替えていくという形になります。以上でございます。

寺岡教育長 ありがとうございました。何かご意見、ご質問等ございましたら、お願い します。わたりの解消に向けてということで、よろしいでしょうか。 では、議事日程第2については、議決ということでよろしいですか。

※全会一致で議決

寺岡教育長 議第18号は議決いたしました。

◎ 別府市教育委員会事務部局職員等の職名規則の一部改正について

寺岡教育長 それでは、議事日程第3の議第19号 別府市教育委員会事務部局職員等 の職名規則の一部改正について、教育次長兼教育総務課長より、お願いし ます。

教育次長 議第19号 別府市教育委員会事務部局職員等の職名規則の一部改正について、別府市教育委員会所管事務委任規則第2条第1項第2号の規定により議決を求めるものでございます。

これにつきましても、議事日程第2で説明申し上げました内容と同様でございます。別府市教育委員会事務部局職員等の職名規則の中に「主幹」がありますので、廃止するということでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ありがとうございました。何かございますか。 議事日程第3は議決ということで、よろしいでしょうか。

※全会一致で議決

寺岡教育長 議第19号は議決いたしました。

◎ 別府市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程 の制定について

寺岡教育長 それでは議事日程第4、議第20号 別府市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程の制定について、教育次長兼教育総務課長よりお願いします。

教育次長 議第20号 別府市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程の制定について、別府市教育委員会所管事務委任規則第2条第1項第2号の規定により議決を求めるものでございます。お手元の資料8ページの下に制定理由があります。別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例第3条に規定する基本理念にのっとり別府市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程が制定されることに伴い、別府市教育委員会においても制定しようとするものである、ということで、9ページ以降に別府市長名でその別府市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程の案がござ

います。別府市としては、先ほど申し上げたことに伴いまして規程を制定 するということで、教育委員会におきましても、別府市の規程に合わせた 形で規程を定めていきたいということでございますので、9ページから簡 単にご説明いたします。まず第1条の趣旨でございますが、これは先ほど も申し上げました別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせ る条例の基本理念に則って、別府市が行う事務又は事業に関し職員が障が いの有無にかかわらず適切な対応をするために必要な事項を、障害を理由 とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、「同項に規定する地方公 共団体等職員対応要領として定めるものとする。」と規定しています。第 3条には、障がいを理由とした不利益な取扱いを禁止し、障がい者の権利 利益を侵害してはなりませんということで、この場合において、職員は、 別府市障がい者差別解消ガイドラインに留意するものとすると規定して います。別府市障がい者差別解消ガイドライン案は、お手元の方に別添資 料としてお配りいたしております。内容については触れませんけれども、 趣旨は資料のとおりでございます。なお、その中の「別府市における障害 を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程の適用対象」について、 表にあるとおり市長部局については各部に適用され、教育委員会について は教育庁、つまり事務局、幼稚園、小学校、中学校、別府商業高等学校を 対象として、今回提案した規程を適用する形になっております。資料の9 ページに戻っていただきまして、第4条でございますが、合理的配慮の提 供ということで、「(略)社会的障壁になると想定される場合において、 その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮の提供をしなければ ならない。」と規定されております。第5条でございますが、管理監督者 の責務ということで、職員のうち、課長相当職以上の地位にある者は、以 下に掲げていることを実施しなければならないということで、(第5条第 1項第1号から第3号まで) 3点挙げられております。第6条は懲戒処分 等ということで、適切な対応を行わなかった場合は「(略)懲戒処分等に 付されることがある。」と規定されています。それから第7条は相談体制 の整備ということで、職員から障がいを理由とする差別を受けた障がい者 及びその家族その他関係者からの相談等に的確に対応するための相談窓 口を別府市に設置するということになっております。第8条は研修及び啓 発で、職員に対し必要な研修や啓発を行うということでございます。なお、 12ページに概要を掲載しております。以上でございます。

寺岡教育長 ありがとうございました。教育委員の皆様、何かご質問、ご意見等ござい ましたらお願いします。

明石委員 「障害」の「害」の字は、こちらの漢字表記でいいんですか。

教育次長 その辺りは、別府市の担当課に確認しましたら、例規や固有名詞は漢字を使い、その他は極力平仮名表記をするということで、今回の別府市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程も、別府市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程を準用するということで、漢字の表記がよいという確認を取れております。別府市の中では、統一して取り扱っているということでございます。

- 明石委員 その他の言葉で、例えば「こども」等は平仮名でないと悪いんですか。
- **教育次長** その辺りは確認しておりませんが、別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例で、障がいの言葉の使い方について市長部局等の中でもかなり議論をして、確認した結果、先ほど申し上げたような形の使い方をするということでございます。国の方も、法令に関する部分については漢字を適用することになっているようです。
- 明石委員 折角変えるなら、全部変えた方がいいんじゃないかと思いますけどね。
- **髙橋委員** 統一した方がいいですよね。
- 明 石 委 員 条例はこれ(漢字)だ、その他はこれ(平仮名)だというより、条例こそ 先に変えるべきだという気がしますけど。それこそ、障がいがある人に優 しいまちを目指すんだったら、条例も対応しないといけないと思うんです けどね。
- 高橋委員 今回の別府市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応 規程で、一番大きい特徴は合理的配慮の提供というところがあるんですね。 合理的配慮の提供となると、例えば私は○○の母親ですけど、私は足に障 がいがありますので、この学校にエレベーターを付けて下さいと言われれ ば、それを解決するために取り組まなければいけないということになるんですよね。その合理的配慮の提供ということにおいては、もう職員の皆様 方は研修をなさっていらっしゃると思うんですけれども、そういう要求が 来た場合、どう対応すればいいのか、合理的配慮の提供といって全部受け 止めなければいけないのかというと、そうでもないような感じもするんですけどね。いかがでしょうか。
- **教育次長** 9ページ下の方の別府市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程第4条に「社会的障壁になると想定される場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、」と規定されていますので、今ご指摘いただいたように、例えば車椅子の子どもがこの学校に行きたいということで設置してくれと言われて、ただ設置するにしても数千万円の費用がかかるということで、やっぱりそこが現実的に適切であるかどうかの判断になると思うんですね。現状では、保護者の方と、学校と、教育委員会とでよく話をして、子どもの障がいの状況、それから保護者の意志、子どもが年齢的に上であれば子どもの意志も踏まえて、どこまでできるかという話をします。例えば、学校には段差がありますので、スロープにして段差を解消したり、あるいは階段昇降機を2台(別府市で)持っていますので、エレベーターは出来ませんが、階段昇降機を使ってはいかがでしょうかと勧めたりして、話し合いを積み重ねることによって、保護者の方や子どものご理解をいただく範囲で対応しているのが現状です。
- **福島委員** 合理的配慮というのは、こちら側も合理的じゃないといけないんですよね。 だから、車椅子をあそこまで持ち上げてほしいと頼まれても、私が年寄り で腰が悪い場合はできないから、こちらも合理的じゃないですよね。若い

人(で車椅子を持ち上げても問題ない場合)だったらできるから、持ち上げてあげないといけないですよ。

明石委員 合理的な配慮というのは、どちらにもいいことだからできるわけですよね。

髙橋委員 例えば、手話で話をする方がお見えになられたら、手話に対応できる職員 を必要とするわけですよね。

福島委員 筆記で書けばいいですよ。

髙橋委員 筆談ということですね。

福島委員 外国人もそうですよ、発音でわからない場合でも。

明石委員 要するに、対応をきちんとしなさいということでしょうね、まずは。

福島委員 そういうことです。

明石委員 親切丁寧に、その人の身に、立場に立って、きちんと対応しなさいという ことですよね、職員は特に。

福島委員 それが木で鼻を括ったような感じで知らないふりをしていたら、懲戒処分の対象になるということですよね、職員は。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。

明石委員 どこかにモデル校を作らないといけないでしょうね、さっきの例えのような要求が来た場合に。例えば、エレベーターを備え付けた学校とか。

教育次長 現在、小学校につきましては、別府市立南小学校、それから別府市立山の手小学校(**※当時の時点では別府市立青山小学校**)にエレベーターが付いております。それと、これからご検討いただきます統合中学校につきましても、事務局でエレベーターを付けるような方向で準備をしています。実は、現在もそういう子どもの入学のご相談があります。その際には、そういう(エレベーターが付いた)学校もありますよという形のご案内はしております。ただ、子どもや保護者は友達の関係や兄弟姉妹の関係もありますので、やっぱり状況や環境が悪くてもこっちの学校に行きたいというご意見もあります。その辺りも情報提供をしながら、学校を決定していただくような取組みを現在しています。

明石委員 もう1つ質問で、特別支援学校等の対応は関係ないですかね。

高橋委員 今までだったら特別支援学校に行くのかなと思われる児童生徒が、公立の 健常者の多い学校にたくさん入ってくるということですよね。

明石委員 むしろ、そういう特別支援学校を勧めたら悪いということになっています

よね。

- **寺岡教育長** そうです。保護者の意向を最大限尊重するという方向に現在あります。法 的拘束力がとても強くなりましたので。
- 明 石 委 員 知的障がいや発達障がいの人も積極的に健常者の多い学校に入るとなる と、特別支援学校そのものの存在はどうなるんですかね。
- **福島委員** やっぱり行きたい人もいますからね、特別支援学校に。それは、やっぱり 尊重してあげないといけないから、必要ですよ。
- **寺岡教育長** 生涯学習課長、社会教育施設でエレベーター等のように、障壁を除去する ようなものは。
- **生涯学習課長** 「別府市公会堂」には造っております。あとは、別府市南部地区公民館に もございます。
- **寺岡教育長** 別府市立少年自然の家「おじか」もエレベーターがありますけど、動きますか。
- **教育参事** 基本的には利用したいというようなご意見もございますけれども、設置した後、整備等が進んでいない状況でございます。また、それがどうなのかという部分もありますので、教育委員会の中でも協議をしていかなければいけない状況かと思っております。やはり、車椅子を利用する方についても「おじか」での体験は必要であろうと思いますし、また現在トイレが物凄く狭くて、生徒が両方から車椅子を持って階段を上がっているそうですので、トイレの整備も行う必要があるかなという状況でございます。
- 明 石 委 員 先日、別府市立山の手小学校(※当時の時点では別府市立青山小学校)に 行った時に気が付いたんですけど、オストメイトトイレは右半身麻痺用と 左半身麻痺用があるんですが、全部同じ方向だったからやっぱり悪いと思 います。つまり、右半身麻痺の人は左からだったら近付けるんですけど、 右からは近付けないんですね。便器をトイレの真ん中に置けるくらい広け ればいいですけど、狭い場合はドアの反対方向に設置するので、それぞれ の方向から近付けるトイレが必要ですから、麻痺のある人の意見を聞かな いと本当にわからないですよ。それとスロープですけど、麻痺がある人は スロープが悪くて、階段の方が絶対安全です。以前、スロープがいいだろ うと思って全部スロープにしたら、車椅子の人は確かにいいけど、麻痺が ある人は段差があった方がよかったです。どうしてかと言ったら、左側が 動く場合、左から横向きに上がっていったら、物凄く安全に上がっていけ るんです。ところが、スロープだったら物凄く危ないです。それともう1 つは、障がいがある人には介助者の方が多いんですよ。自分1人で来る方 も勿論いますけど、介助者の方に対しても対応しておかないと、必要なこ とが何も書いてないですからね、今回の案には。何かあると介助者が対応 する場合が多いですから、どこかに介助者についても書いた方がいいと思 います。要するに、要介護の人に介助者が付いている場合は、その介助者

にも気配りをすると。勿論、障がいのある人にちゃんとした気配りをすれば介助者にも当然するでしょうけれども、健常者同士が普通にやり取りをして話し合っている側に障がいのある人がいると、側で聞いているその人は、何というか、心にショックを受けるようなことが無いとも限らないです。病院等では多いんですね。やっぱり、障がいがある人の意見を聞かないと、スロープとか、トイレの場所とか、介助者の応対とか。

福島委員 これは、やらないことで法律に違反しなかったとしても、人間としてこうしなさいと書いてあるわけですからね。

髙橋委員 これは、努力目標とは違うんですか。

福島委員 努力目標とは違いますね。やっぱり自分が健康だったら、階段で(車椅子を) 持ち上げないと、と思いますからね。

寺岡教育長 別府市の通称「ともに生きる条例」が効力を発揮する上で非常に大事な規程ということで、どうでしょう、人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事、今後施行されますけれども、人権同和教育啓発課としては。

人権同和教育 まず研修が大事だということで、これからしていきたいと思うんですが、 啓発課参事 今お話のあった合理的な配慮、それから合意形成ですね、保護者と教職員 と本人とが合意していくことが大切だと考えています。また市民課等とは 話をしようと思うんですけれども。

寺岡教育長 合意形成ですか。

人権同和教育 当事者等同士が話し合いをしていきながら、合意をすることを大切にして **啓発課参事** いかなければならないと考えています。

寺岡教育長 ありがとうございました。議事日程第4については議決ということでよろ しいでしょうか。

※全会一致で議決

寺岡教育長 議第20号は議決いたしました。

◎ 別府市障害者差別等事案解決委員会委員への推薦について

寺岡教育長 それでは議事日程第5、議第21号 別府市障害者差別等事案解決委員会 委員への推薦について、教育次長兼教育総務課長よりお願いします。

教育次長 議第21号 別府市障害者差別等事案解決委員会委員への推薦について、 別府市教育委員会所管事務委任規則第3条の規定により議決を求めるも のでございます。 14ページをお願いします。別府市長より別府市教育委員会教育長あてに、この別府市障害者差別等事案解決委員会委員の推薦についてということで、依頼文書の3行目からですが、別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例に基づきまして、別府市障害者差別等事案解決委員会を設置しており、その委員の任期が満了になるので、教育委員の中からご推薦をお願いいたしますという内容になっております。17ページをお願いします。別府市障害者差別等事案解決委員会の概要ということで、設置根拠は別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例第22条で、所掌事務は市長の諮問に応じ、差別等事案に係る申立てについて調査及び審議をすること、(委員の)任期は2年となっております。19ページをお願いします。現在の別府市障害者差別等事案解決委員会委員の名簿で、別府市教育委員会からは小野和枝教育委員に務めていただいています。20ページ以降は参考資料です。今回、この別府市障害者差別等事案解決委員会の委員について、次の任期の委員の推薦をお願いしたいということでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ありがとうございました。別府市障害者差別等事案解決委員会委員に別府 市教育委員会から教育委員のご推薦をお願いしたいということですが、い かがでしょうか。

福島委員 再任でいかがでしょうか。

髙橋委員 14ページの(依頼文書)「6 その他」の項で、「女性をご推薦くださるよう」と書いてますからね。

寺岡教育長 男女共同参画推進の立場からということですが、今日推薦ですか。

教育次長 平成28年4月4日(月)までです。

寺岡教育長 では、それらを踏まえまして、議事日程第5については小野委員にお願い したいと思いますが、よろしいでしょうか。

※小野委員了承、全会一致で議決

寺岡教育長 議第 21 号は小野和枝教育委員を推薦することで議決いたしました。

◎ 別府市幼稚園管理規則の一部改正について

寺岡教育長 では議事日程第6、議第22号 別府市幼稚園管理規則の一部改正について、学校教育課長よりお願いします。

学校教育課長 議第 22 号 別府市幼稚園管理規則の一部改正について、別府市教育委員会所管事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求めるものでございます。

26ページと27ページに新旧対照表がございますので、ご覧ください。前 回の平成28年2月定例教育委員会でもありました預かり保育についての 内容を掲載しているところでございます。改正案は第12条に新たに預か り保育についての条項を設けまして、以下1条ずつ繰り下げているもので ございます。第12条第1項ですが、預かり保育を「朝日幼稚園」と「石 垣幼稚園」で実施するということ、第12条第2項は、保護者は預かり保 育利用申請書を提出しなければならないということ、第12条第3項は教 育委員会は預かり保育利用許可書を保護者に交付すること、第12条第4 項は預かり保育料の納付が期限までにないときは、利用を停止することが できることを規定しております。それで、別途資料をお配りさせていただ きましたけれども、前回の平成28年2月定例教育委員会議事日程第4で ご指摘を受けました、預かり保育でどんなことがあるのかについてですが、 まずA3の資料は「預かり保育申込みのしおり」ということで、保護者向 けのしおりでございます。預かり保育の概要、形態、実施日、時間等を書 いております。それとは別に、A4の資料がございますけれども、「預か り保育年間指導計画」ということで、幼稚園側の指導計画として4期に分 けまして、こんなことをしていこうという主な内容を書いております。各 幼稚園によって月毎、あるいは週毎に細かに指導計画を立てて、預かり保 育を実施していくことになります。以上でございます。

寺岡教育長 ありがとうございました。いよいよ平成28年4月1日(金)から預かり保育が公立幼稚園、「石垣幼稚園」と「朝日幼稚園」で実施されることになりました。初めての試みでございますが、何かご意見やご質問等はいかがでしょうか。

小野委員 (別添資料では)「終了から6時半までに退所、7時まで」となっていますけれども、見ていただく先生方はどのような方ですか。

学校教育課長 幼稚園教諭の免許、あるいは小中学校教職員の免許、保育士の免許を持っている方を別府市で雇用いたしまして、1園に3名配置し、常時2名体制で預かり保育を実施する予定でございます。勤務時間等の関係もございますので、現在いる幼稚園教諭にも長期休業中等には協力をお願いして保育することを考えております。

小野委員 普通の幼稚園の教諭とはまた別の人が入っていくわけですね。

学校教育課長 はい。別添資料の1の(3)にあるとおり、預かり保育支援員として雇用 する予定であります。

小野委員 わかりました。

寺岡教育長 学校教育課長、6名は確保できておりますか。

学校教育課長はい。

寺岡教育長 その他、何かございましょうか。

明 石 委 員 この間幼稚園の卒園式に行ったんですけど、ふと思ったのが、幼稚園長は 小学校長の兼務なんですね。

寺岡教育長 兼務です。

明石委員 そうすると、幼稚園の教諭として採用された人は、どんなに頑張っても副園長までしかなれないということですか。

寺岡教育長 そうですね。

明石委員 それでいいんですか。幼稚園長は幼稚園長として、小学校長とは別にして あげた方が。ふと疑問に思ったので。

寺岡教育長 土曜日の預かり保育の管理責任者は、幼稚園長ですよね。

学校教育課長はい。

明石委員 つまり、小学校長ですよね。

寺岡教育長 小学校長は大分県職員ですね。幼稚園教諭は全て別府市の職員です。つまり、別府市の職員が管理職になると。

明石委員 よその県を見たら、ちゃんと幼稚園長は別にいて、校長とは兼務じゃなかったんですよ。だから、別府市だけがどうしてそうなのかなと思ったので。

寺岡教育長 教育参事、保育所の所長は。

教育参事 正規の方もいます。

寺岡教育長 幼稚園は、そういうことですとどうなんでしょうね。

明石委員 今から、幼稚園も含めて子どもの教育はますますきちんとやっていこうということじゃないですか。

寺岡教育長 別府市の幼稚園職員の給与は大分県職員と一緒なんですね。そういう形が 今まであったからかもしれないですね。

教育参事 幼稚園長自体は、全ての幼稚園で副園長とは別にしています。基本的には 別府市で採用されていますが、給与は全て大分県職員の基準という形でや っております。教諭という立場があるためです。その辺りは今後の課題で、 いつも話は出ているんですけれども。

明石委員 小学校長が兼務していますけど、小学校だけでも1年生から6年生まであって大変じゃないですか。それを、今度は幼稚園の預かり保育まで責任を持たせるのもどうかなと思うので、幼稚園長は別に幼稚園の教諭の中からきちんと据えて、責任管理体制をしっかりしておかないと悪いんじゃない

かなと思いましたね。

寺岡教育長 その他、よろしいでしょうか。

高橋委員 これは、平成28年4月1日(金)からの開始ですから、既に募集が始まっていらっしゃるということですか。

学校教育課長 はい、入園説明会を平成28年1月と2月に「朝日幼稚園」と「石垣幼稚園」でそれぞれ行いまして、仮入園申込みをしていただいております。現在、それぞれ常時利用が29名ずつ仮申込みがあります。あと、一時預かりもありまして、7名ずつ仮申込みがあったかと思います。正式に決まった段階で、また正式な申込みをしていただく予定にしております。

高橋委員 別府市としては、今回2園ですけれども、今後2園の様子を見ながら、全市的に広げる方向で考えていらっしゃるということでいいんですか。

学校教育課長 平成 32 年度に放課後児童クラブで幼稚園児の受け入れが出来なくなる予定ですので、その時点までに何とか幼稚園の方でも対策を考えて実施していかないといけないです。

髙橋委員 そういうことだったんですね。

学校教育課長 幼稚園の中でも、2園は放課後児童クラブの定員が一杯で、幼稚園で(預かり保育を)実施しないと、その放課後児童クラブで小学生の受け入れが出来ないので、優先的にこの2園をまず実施しました。そういうところは他にも、僅かですけど境川の放課後児童クラブがオーバーしています。

寺岡教育長 亀川もそうですね。

学校教育課長 はい。あと、南立石も少しオーバーしていますので、実際に何人くらい預かり保育を希望しているか、オーバーしていても預かり保育を希望する人数が少ない場合の兼ね合いについても、平成29年度以降はまた考えていかなければいけないかと思っております。

髙橋委員 29 名ずつというのは多いですね。

寺岡教育長 大変大きな問題になっておりますので。よろしいでしょうか。 議事日程第6については議決ということでよろしいですか。

※全会一致で議決

寺岡教育長 議第 22 号は議決いたしました。

◎ 別府市ふれあい広場・サザンクロスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

寺岡教育長 それでは議事日程第7、議第23号 別府市ふれあい広場・サザンクロス の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、生涯学習課長 よりお願いします。

生涯学習課長 議第23号 別府市ふれあい広場・サザンクロスの設置及び管理に関する 条例施行規則の一部改正について、別府市教育委員会所管事務委任規則第 2条第1項第2号の規定により議決を求めるものでございます。

32ページをお開きいただきたいと思います。改正理由を一番下の方に記載 させていただいております。「使用料減免の基準を明確にするため、別府 市ふれあい広場・サザンクロスの設置及び管理に関する条例施行規則の一 部を改正しようとするものである。」ということでございます。内容につ きましては、33ページの新旧対照表でご説明をさせていただきたいと思い ます。既に地区公民館につきましては議第10号で議決をいただいて一部 改正しており、今回はそれと同様の内容の一部改正でございます。使用料 の減免については、第7条第2項に減免基準を規定しております。まず、 第7条第2項第1号については変更がございません。「市又は委員会が主 催する行事(略)は、使用料を免除することができる。」と規定しており ます。現行の第7条第2項第2号で、まず「委員会に所属する社会教育関 係団体」について、これは所属をしておりませんので、改正案では「委員 会が認定した」と改め、第7条第2項第3号としております。さらに、現 行では「本来の目的のために使用する場合は、使用料を免除することがで きる。」というところを、改正案では「視聴覚室、第1会議室、第2会議 室、第1研修室」等の部屋の使用料を免除することができるようにしてい ます。これにつきましては、免除する場合は冷暖房も含めた附属設備の使 用料も免除することになりますので、目的外使用の場合は附属設備分も含 めて実費で使用料をいただくということにさせていただいております。そ れから、現行の第7条第2号第3号は改正案では第7条第2項第2号とし ておりますが、共催する場合について「使用料の50パーセントを減額す ることができる。」と規定しています。そして、第7条第2項第4号につ いては、変更はございません。そして、現行の第7条第2項第5号につき ましては、削除しております。以上が一部改正の内容でございます。よろ しくお願いいたします。

寺岡教育長 ありがとうございました。使用料の減免についてですがいかがでしょうか。 議事日程7については議決ということでよろしいですか。

※全会一致で議決

寺岡教育長 議第23号は議決いたしました。

◎ 別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

寺岡教育長 議事日程第8、議第24号 別府市野口ふれあい交流センターの設置及び 管理に関する条例施行規則の一部改正について、生涯学習課長よりお願い します。

生涯学習課長 議第24号 別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条 例施行規則の一部改正について、別府市教育委員会所管事務委任規則第2条第1項第2号の規定により議決を求めるものでございます。

35ページの一番下に改正理由を掲載しております。議事日程第7で説明いたしました議第23号と同じような内容で、使用料減免の基準を明確にするため、別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正をしようとするものでございます。37ページに新旧対照表を掲載しております。内容につきましては、改正案の第7条第1項第3号の部屋の名称が「研修室・料理室及び集会室」と別府市ふれあい広場・サザンクロスと異なっておりますが、現状の部屋の名称にしております。あとの内容につきましては、議第23号と同様の内容でございますので、よろしくお願いいたします。

寺岡教育長 ありがとうございました。何かございましょうか。 議事日程第8については議決でよろしいですか。

※全会一致で議決

寺岡教育長 議第24号は議決いたしました。

◎ 別府市教育庁職員の人事評価実施規程の制定について

寺岡教育長 議事日程第9、議第25号 別府市教育庁職員の人事評価実施規程の制定 について、教育次長兼教育総務課長よりお願いします。

教育次長 議第25号 別府市教育庁職員の人事評価実施規程の制定について、別府 市教育委員会所管事務委任規則第2条第1項第2号の規定により議決を 求めるものでございます。

これにつきましては、別冊で資料をお配りさせていただいており、『別府市教育庁職員の人事評価実施規程(案)』をご覧いただきたいと思います。 2ページの下に制定理由がございます。地方公務員法の一部が改正され人事評価の事項が規定されたことに伴い、人事評価を実施するにつき必要な事項を定めるため、規程を制定しようとするものである、ということでございます。これは、2ページの第4条に「規程の施行に関し必要な事項について、この規程その他別に定めるものを除くほか、別府市職員の人事評

価規程(略)による。」と規定されておりますが、主に別府市職員の人事評価規程によるということでありますので、3ページから7ページまでその案を掲載しております。なかなか読んでもわかりづらいので、別添資料の表で実際にどうするかという形でご説明したいと思います。

まず一般職を対象とした評価のあり方でございますが、左半分が「勤務態 度評価」となります。勤務態度については、上から「倫理観」、「規律性」 とありますけれども全7項目で、上3つはB、C評価、下4つはA、B、C の3段階評価で、これは「自己評価記録書」として自分で評価をします。 右半分は「知識・技術」、「理解力」等4つの項目について「能力評価」 ということで、これも同じように自分で、A、B、Cの3段階評価をします。 なお、評価区分については、一番下に A、B、C で区分を書いております。 次の2ページは「人事評価記録書」で、これも一般職用です。まず左半分 の「勤務態度評価」ですけれども、「一次評価」、「二次評価」、「上司 評価」、「最終評価」という欄があると思います。この「一次評価」につ きましては、教育総務課であれば教育総務課長もしくは教育総務課長補佐 が、所属する職員の勤務態度7項目を評価します。続いて「二次評価」の ところでございますが、これにつきましては二次評価者が(別府市教育委 員会の場合)教育参事になりますので、教育参事が二次評価をします。次 の欄の「上司評価」でございますが、一次評価者と二次評価者の評価が違 う時は、BなのかAなのかどちらが適切か話し合いをし、最終的に決めて 「上司評価」という形になります。この「上司評価」までできましたら、 右側の「能力評価」も同じやり方ですけれども、先ほどの自己評価は自分 で自分なりの評価をしたものなので、課長はその職員と面談をします。そ して、「上司評価」と自己評価に違うところがある場合、具体的な事例を 挙げながら話をして、最終的に了解したところが「最終評価」として**一**番 右の欄になります。以上が、「勤務態度評価」と「能力評価」の評価のや り方でございます。

次の3ページでございますが、これは「業績評価」の記入例となります。 「1 組織目標」とありますが、これは部の目標となり、教育委員会なら 教育委員会の目標という形で、それぞれの関係課の自分の課に関する目標 を記入します。記入例では人事に関することが書かれていますが、「人事 の育成・活性化」が部の目標となり、それを受けて「人材育成型人事シス テムの確立」が課の目標となります。その課の目標を受けて、右側ですけ れども「人事評価策定」と「勤務評定の実施」が係の目標となります。そ の係の目標を受けまして、下の方の「3 目標」が個人で記載する目標と なります。「課題解決目標」と「定例業務」がありますが、「課題解決目 標」の上の段だけ説明をいたします。記入例では「人事評価制度を策定す る」ことを最優先課題としまして、どのようにしたらいいのかという目標 を設定します。「人事評価制度を策定し、平成28年10月の本格実施に備 え、平成28年4月から速やかに職員研修を実施できるようにする。」と いう「達成水準」で、時期は「3月末」までという形にします。そして、 「達成方法・手段」として、そこにありますように「情報を収集し、業者 に委託することなく規程」を策定するとし、「困難度」は「困難」と「通 常」がありますけれども、記入例は「困難」となっております。「自己申 告」については「要領等を策定し制度を策定できた。4月からの研修につ いても実施できる状態である。」ということで、自分の評価はAで、先ほ どと同じように「一次評価者」の課長はAで「二次評価者」もAだったので「上司評価」はAとなり、本人との面談を経た「最終評価」はAということになります。次の段については評価がずれておりまして、「一次評価者」の課長はCで(「二次評価者」の)教育参事はBなので、課長と教育参事が話し合った結果として「上司評価」はCでいこうということになり、本人の評価と一致したので「最終評価」もCになっているというような評価をします。この「最終評価」のところですけれども、「上司評価」を伝達して、評価内容について説明をします。評価者は事実を説明して、理解を求めるようにします。ただし、最終的に「上司評価」と本人の自己評価が、どうしても納得できないと一致しないことがあります。そういうときは、不服を申し立てるようなシステムもあります。なお、これ(評価)につきましては、別冊資料6ページの別府市職員の人事評価規程案第13条第1項にありますように、「人事評価の結果は、被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用する」という取扱いをするように規定されております。以上でございます。

寺岡教育長 ありがとうございました。いよいよ人事評価制度が別府市職員、そして大分県職員にも全て適用されることになりましたが、何かございませんか。 先ほどの別府市職員の人事評価規程案第13条第1項にありましたように 「人事評価の結果は、被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用」され、(別府市職員の人事評価規程案第13条第2項のとおり)「職員の人材育成に積極的に活用」されるということでございますので、非常に経営的な流れが公務員の中にも入ってきたということで、一律給与が支払われない状況になっていきますけれども、別府市教育庁職員の人事評価実施規程についてはよろしいでしょうか。 議事日程第9は議決ということでよろしいですか。

※全会一致で議決

寺岡教育長 議第25号は議決いたしました。

◎ 報告事項(1)

【概要】 ※平成28年第1回市議会定例会で教育委員会に関連する議案や質問等について、教育参事より市議会の日程、議案質疑、常任委員会(厚生環境教育委員会)、予算特別委員会の会派代表質問の概要を、各担当課長等より予算特別委員会の個人質問、一般質問、討論、採決の結果の概要を、それぞれ説明した。

寺岡教育長 ありがとうございました。何か、特にお聞きしたい点はございましょうか。 よろしいですか。それでは、現状の報告をお願いしたいのですが、「別府 市公会堂」について、少しだけ生涯学習課長よりお願いします。

生涯学習課長 現状でございます。先日の平成28年3月7日(月)に竣工式、それから

一般公開ということで多くの方に来ていただきましたが、その後、荷物を運び入れまして準備を進めております。予定では平成28年4月1日(金)に通常の供用を開始するということで、まだ準備中でございます。いろいろな用品等も入れまして、引っ越しはしましたけれども、片付けと設置をやっているところでございます。それから、お手元に資料を配らせていただきましたけれども、平成28年4月16日(土)に10時から別府市市民会館大ホールの方で、オープニング記念のイベントをしたいと思っております。第1部は10時から1時間程度、NPO法人BEPPU PROJECT代表理事の山出淳也氏に記念講演をしていただこうと思っております。その後、30分程度でございますが、別府市民フィルハーモニア管弦楽団、これは今までの別府市民交響楽団でございますが、こちらの方は3曲から4曲ほど演奏するということでございます。午前はそれで終わらせていただいて、午後からは別府市中央公民館を利用している10団体ほどがそれぞれの発表をするということで考えております。これにつきましては、当日お時間が許せばご来場いただきますようお願いをいたします。以上でございます。

寺岡教育長 ありがとうございます。別府市営実相寺パークゴルフ場の防球ネットについては。

2ポーツ健康課長 まず、ゴルフ練習場の方につきましては、平成28年2月末に完成しました。ただ、風が強く吹くと少し下がります。その時には少しボールが出てきますけれども、昼間の営業時間には影響していません。明豊高等学校側も平成28年2月末に全て完成しまして、高くなりましたので、一向にこちらに出てきておりません。やっとフルオープンが完全に出来るということで、平成28年4月からは新体制で行きたいと考えております。以上でございます。

寺岡教育長 ありがとうございました。フッ化物洗口については。

スポーツ健康課長 フッ化物洗口は、平成28年3月の幼稚園の卒園式の週までやりまして、 約88パーセントの実施率ということで、平成28年度からは5月の連休後 から水うがいの練習をさせて、6月から幼稚園児と小学校1年生で実施と いう方向の計画でやっております。以上でございます。

寺岡教育長 ありがとうございました。報告事項(1)についてはよろしいでしょうか。

※全委員了承

◎ 報告事項(2)

寺岡教育長 報告事項(2)報告第4号 別府学編集委員会設置要綱の制定について、 生涯学習課長よりお願いします。

生涯学習課長 報告第4号 別府学編集委員会設置要綱の制定について、報告いたします。

41ページをお開きいただきたいと思います。先ほどの報告第3号の中で もありましたけれども、平成28年度に別府学として別府市の歴史、温泉、 観光等について、小中学校生用のテキスト、それから DVD 10 本セットの 製作を行いますので、その編集委員会の設置要綱を今回規定することにな りました。第1条は、先ほど申しましたような設置目的を規定しておりま す。第2条の所掌事務として、「資料の収集」、それから「内容検討及び 執筆」、「学習用映像」、いわゆる DVD でございますが、その「作成の監 修」、「その他(略)必要な事項」となっております。組織といたしまし て、第3条(第1項)では、委員会は10名以内の「委員」ということで、 まず(第3条第2項の)「学識経験を有する者」、それから「学校教育関 係者」、それから「関係機関等が推薦する者」、「その他教育委員会が必 要と認める者」の中から10名で組織いたします。第4条は任期について、 この「所掌事務が完了した日まで」と規定しています。第5条は「委員長」、 「副委員長」について規定しています。42ページをお開きいただきたい と思います。第6条は「専門委員」を置くことについて規定しています。 これは、「教材案の執筆」をしていただくための「専門委員」でございま す。これも学識経験者、「学校教育関係者」、「関係機関等が推薦する者」 等としております。第7条で「部会」を設けるようにしています。これは 「執筆部会」ということで、わかりにくいですけれども、「専門委員」の 皆さんは「執筆部会」に入っていただき、大本の編集委員の中で執筆され る方とされない方がいますので、される方につきましては「執筆部会」に も入っていただいて、実際の執筆をしていただくということになります。 第8条で「会議」の内容について規定をしております。その後、第9条の 庶務については、「生涯学習課において処理」をいたします。説明は、簡 単でございますけれども、以上でございます。

寺岡教育長 別府市総合戦略で地方創生の大きな事業の1つになります。市長の公約でもありますけれども、別府市の歴史、温泉、観光、伝統文化、先人の功績を子どもたちに伝承するという大きなコンセプトとして狙いを持っていますので、別府学編集委員会を立ち上げるということでございますが、何かございますか。

髙橋委員 この編集委員と「専門委員」は、兼ねることが可能なんですか。

生涯学習課長 基本的には兼ねません。

髙 橋 委 員 兼ねないんですね。

生涯学習課長 はい。ただし、「執筆部会」の方では、執筆する「委員」が入る場合があります

寺岡教育長 報告事項(2)については、よろしいですか。

※全委員了承

◎ 報告事項(3)

寺岡教育長 では、報告事項(3)報告第5号 別府市美術館美術品等収集委員会設置 要綱の制定について、生涯学習課長よりお願いします。

生涯学習課長 報告第5号 別府市美術館美術品等収集委員会設置要綱の制定について、 報告いたします。

45 ページをお開けいただきたいと思います。別府市美術館美術品等収集委員会設置要綱を掲載しております。この趣旨といたしまして、現在別府市美術館にはいろんな方が絵を寄附するということでたくさん持って来られますけれども、中には別府市美術館でいただいて所蔵するのにふさわしくない作品等もございます。それで、別府市美術館の方でこれはいりませんと断りにくいということもございまして、第三者的な視点で、これは別府市美術館にふさわしいかふさわしくないかを検討していただく委員会でございます。第1条で設置について規定し、第2条は所掌事務で、先ほど申し上げたようなこと、それから「収集」のための予算等は付いておりませんけれども、今後付いた場合等にどういった絵画を購入するかも含めまして、所掌事務として規定しております。それから第3条は組織でございますが、「委員会」は5名以内の有識者で構成をすることにしております。第4条で「委員長」について規定しております。46ページですが、(第6条の) 庶務については「美術館において処理する。」と規定しております。以上でございます。

寺岡教育長 ありがとうございます。何かございませんか。

福島委員 「収集」というのは、買うという意味ですか、それとも下さいともらいに 行くという意味ですか。

寺岡教育長 生涯学習課長、「収集」がもらうのか買うのかということですが。

生涯学習課長 全ての意味を含んでおります。向こうから来ることもありますし、こちらからもらいに行くことはあまり無いですけれども、買う場合も含めております。

福島委員 もう現在は高くついて、買うことは出来ないですよね、いいものはなかなか。下さいという方がまだ楽なんですかね。是非、そういう経験を持って、下さいと言いやすいような方を選定してほしいと思います。

寺岡教育長 その他、よろしいですか。

明石委員 今まで、断った例はあるんですか。

生涯学習課長 ほとんど断れないです。ただ、1度いただいた方からまた次を寄附するという場合、1回入れているので今回はもらえませんとお断りしたことはございます。1つの基準もございませんので、断る理由が見つからないとい

うのもあります。

以上でございます。

寺岡教育長 報告事項(3)については、よろしいですか。

※全委員了承

◎ 報告事項(4)

寺岡教育長 では、報告事項(4)報告第6号 実相寺古墳群の追加指定について、生涯学習課長よりお願いします。

生涯学習課長 報告第6号 実相寺古墳群の追加指定について、報告いたします。 48ページに図が掲載されていますので、そちらをご覧いただきたいと思いますが、大分県指定史跡「実相寺古墳群」については、下に地図がございます。鶴高通りから国道500号に出て、鉄輪方面に上っていく交差点の付近でございますけれども、今まで大分県史跡に指定されていたのは、地図の北西側に2つ円墳があるのが太郎塚古墳と次郎塚古墳ですが、それを囲う線の範囲と、地図の南東側に鷹塚古墳がございますが、その墳丘部分の範囲でした。今回、鷹塚古墳の西側で黒い太線で囲った部分が大分県指定史跡に追加指定されたことをご報告いたします。これにつきましては、学術的に非常に価値が高いということで、今回は古墳の(地表で残っている)墳丘から外れておりますが、外部施設、いわゆる周溝部分が古墳を守るために必要ということで、追加指定をされたということでございます。

寺岡教育長 追加指定になったということでございますが、よろしいですか。 報告事項(3)については、よろしいでしょうか。

※全委員了承

◎ その他(1)

【概要】 ※教育次長兼教育総務課長より、平成28年1月定例教育委員会から指摘されて課題となっていた別府市立学校の設置及び管理に関する条例における学校順について調べたところ、大分県の所持する学校建制順は、課によって順番が異なり根拠も特に無く統一されていなかった状況がわかったので、明治5年9月の学制施行以降の各学校の設置年を調べて並べた結果、小学校については、別府市立朝日小学校、別府市立亀川小学校、別府市立石垣小学校、別府市立南立石小学校、別府市立東山小学校の順に前身校が設立されて現在に至ったこと、また昭和22年以降設立の新制学校の中で、平成28年度以降は別府市立境川小学校が最初にくること、中学校も同様に調べた結果、現在の学校順のとおり

であったこと、今後教育委員の意見を聞いた上で条例等の改正も考えたいということを、説明した。

寺岡教育長 学校の順番についてということですが、いかがでしょうか。あいうえお順というご意見もございましたが、設置年の順番でどうかということでお伺いいたしますが、よろしいでしょうか。

福島委員 あいうえお順だと、(統廃合や新設の度に)順序が違いますからね。

髙橋委員 変わりますからね。

福島委員 設置年でやったら、ずっと継ぎ足せばいいですからね。

寺岡教育長 よろしいでしょうか、そういう形で。中学校も同様ですね。

福島委員 別府市立青山中学校は、(設立年が)違うんじゃないですかね。

高橋委員 昔は、第二中学校ですよね。

教育次長 第二中学校は、昭和22年4月に現在の別府市立青山小学校の場所に設立 されまして、昭和27年に現在の場所に移転して、別府市立青山中学校と なりました。

福島委員 そうですか。

髙橋委員 女子の制服のラインが、3本線とか4本線とか5本線とかでしたよね。

明 石 委 員 5 本線まであったんですか。

高橋委員 別府市立浜脇中学校は5本線で、別府市立北部中学校は4本線でした。その時、何故ですかと聞いたら、それぞれ昔、第五中学校、第四中学校の名残でラインを入れていたということでした。

明石委員 現在、(学校の)帽子は無いんですか。

髙橋委員 帽子は無いですね。

明石委員 帽子に、第二中学校だと2本線が入っていましたね。

寺岡教育長 では、設置年(で統一する方向)ということでよろしいでしょうか。

※全委員了承

◎ 閉会

寺岡教育長 以上で、平成28年3月定例教育委員会の全ての日程を終了いたします。 本当に長時間、お疲れ様でございました。ありがとうございました。

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。